

1) 許可業者・排出事業者に係る事項

- ①廃棄物処理業者が以下の事由で処理困難になったときは、排出事業者に通知しなければならない
 - ・施設の事故・故障により廃棄物の保管上限になったとき
 - ・事業または施設を休廃止したとき
 - ・埋立が終了したとき（最終処分業者）
 - ・業務停止命令または許可取消し処分を受けたとき
- ②マニフェストの強化
 - ・A票についても5年間保管が義務化
 - ・廃棄物処理業者は、マニフェストの交付なしに産業廃棄物を受け取ってはならない

2) 許可業者に係る事項

- ①産業廃棄物収集運搬業許可の合理化
 - ・収集運搬業許可は（特別管理を含む）は、都道府県の許可があれば同県内の政令市の許可は不要ただし、積替保管施設を持っている場合は、その管轄する政令市の許可が必要
- ②産業廃棄物処理業者認定制度の創設
 - ・以下の基準に適合している事業者を優良事業者認定し、許可期限を7年間とする。
 - 過去5年間に廃掃法に基づく不利益処分を受けていないこと
 - 5年間以上の処理実績があること
 - 事業活動にかかわる環境配慮がISO14001または、エコアクション21の認定を受けていること
 - 会社情報・許可内容・施設及び処理の状況・低公害車の導入状況・直前3年間の財務諸表をインターネット等で公開していること
 - 電子マニフェストの利用が可能であること
 - 財務体質の健全性に係る基準に適合していること
- ③廃棄物処理業者等の許可における欠格要件の見直し
 - ・複数の企業に同一の役員が兼任するなどして、片方の役員が欠格要件に該当した場合、許可取消しの無限連鎖が懸念されてきたが、連鎖する欠格要件を不法投棄等の悪質なものに限定し、無限連鎖の発生を予防する

3) 施設設置者に係る事項

- ①廃棄物処理施設（焼却施設・最終処分施設）を設置の許可を受けた者は、5年3ヶ月以内ごとに施設の工場基準について適合するかどうか都道府県知事の検査を受けなければならない。また、定期検査を受ける場合は予め申請書を提出する。
- ②廃棄物処理施設（焼却施設・最終処分施設）を設置の許可を受けた者は、当該施設の維持管理計画及び維持管理の情報についてインターネット等で公開しなければならない。
- ③最終処分場の適正な維持管理の確保
- ④熱回収施設設置者認定制度の創設

4) 排出事業者に係る事項

①排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出制度の創設

保管の用に供される面積が300㎡以上の場合、都道府県知事に届出しなければならない。

②事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化

排出事業者は、委託した処理が適切に実施されていることを確認し、自己処理責任の自覚を高め、適正処理の義務を果たす努力をすること。

③建設工事に伴い生じる廃棄物の処理責任を明確にするための措置

建設系廃棄物は排出場所が一定ではないこと、請負の形態によっては排出事業者の特定が困難なことを受けて、以下の例外規定を除き、その建設工事の元請負人が廃掃法上の排出事業者としての責任を有すること。(下請負人が収集運搬業の許可を有しており、当該廃棄物の運搬を行う旨が請負契約に定められている場合において・・・)

- ・工事の請負代金が500万円以下の場合
- ・運搬先が元請負人が使用権限を有する保管場所の場合
- ・運搬途中で保管を行わないこと
- ・1回の運搬容量が1㎡以下の場合
- ・特別管理産業廃棄物ではないこと

④土地所有者等に係る努力義務の創設

土地の所有者または占有者は、管理する土地に廃掃法の規定に違反して処理された廃棄物を発見したときは、速やかに都道府県知事または市町村長に通報するように努めなければならない。